

云、安政元年比ヨリ兩端象牙、或ハ金無地ナレドモ、中ヲ細クシテ、髻ニサス時、太キ分一方ヌキ、中央ノ細キ所ヲ髻ニ插シ、而后ニ一方ヲサス、號テ杵形ト云、

此二品略○圖 金無地ノ上ニ再ビ金フンヲ以テ蒔繪シタルモアリ、又杵形兩端丸形ヲ圖セドモ、角形モアリ、丸角並行ル、

杵形中差略○圖 右圖ニ似タル形ニテ、牙ノ小口ヲ梅櫻等ノ花形ヲ彫ミ、句ニハ小珊瑚ヲ用ヒタルアリ、牙ノ全體モ花形ニ應ジ鑄之、

〔歷世女裝考〕二後刺。青龍刀のかんざし
今うしろざしとて、髻を耳の後にさす事、五十年前寛政間（考）よりの風なり、其以前書にも畫にもみ

へず、西土はいと古し、字彙釵の字の註に繁欽定が情詩を引て、何以憫別離、耳後玳瑁釵とあり、和漢駢事なり、

〔類聚雜要抄三五節雜事〕一理髮具
末額髮二流○中簪、略

〔中山傳信錄六〕風俗

婦女小民家簪用玳瑁長尺許、倒插髻中、翹額上、髻甚鬆、前後偏墮、疑卽所謂倭墮髻也、

〔近世女風俗考〕掃枝簪の事

すべて昔の笄簪同物なるを、紋又は耳搔をつけしより、別の物とはなれるかとおぼし、○中右に舉たる圖の如く簪をさしたるに、一本より外用ひざるを見るべし、もとより金銀等を以て製する事いと稀也、無論里問答に云、めつたに長いかんざしを、天窓のかざり數多くさす云々と

いへるは、數多刺事は、寶曆以後の事也、
〔守貞漫稿十一〕一寶曆中 昔ハ簪必ラズ一本ヲ差ス、大略寶曆以來、長簪ヲ數本差ス也、